

令和 5 年 第 3 回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	市 長	P 4
2	さくら市印鑑条例の一部改正について	"	P 6
3	さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	"	P 8
4	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	"	P 9
5	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）	"	P 13
6	令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	"	P 45
7	令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	"	P 61
8	令和 4 年度さくら市一般会計決算の認定について	"	P 79
9	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	"	P 80
10	令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	"	P 81
11	令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	"	P 82
12	令和 4 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	"	P 83
13	令和 4 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	"	P 84
14	令和 4 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	"	P 85
15	穂積辺地に係る総合整備計画の策定について	"	P 86

番号	事 件 名	提案者	ページ
16	下河戸北辺地、下河戸南辺地及び南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	市 長	P 89
報告 1	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	”	P 95
報告 2	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	”	P 96
報告 3	令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	”	P 97

議案第1号

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額に

ついて免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく市長等の損害賠償責任について適用する。

議案第2号

さくら市印鑑条例の一部改正について

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例

さくら市印鑑条例（平成17年さくら市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を「次の各号のいずれかに掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59

年法律第 86 号) 第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び
下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び下水道事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び
下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 さくら市監査委員に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 26
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」
に改める。

(さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成
17 年さくら市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」
に改め、別表中「立法メートル」を「立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正)
第1条 さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第21条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正)

第2条 さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第7条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第12条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第14条第1項第2号中「第25条」を「第25条第1項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第34条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に改める。

第36条第2項及び第38条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第43条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1,138 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 215 億 6,770 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 負 担 金
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
20 繰 越 金	
	1 繰 越 金
21 諸 収 入	
	4 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
99,438	362	99,800
99,438	362	99,800
3,154,542	70,168	3,224,710
2,357,251	704	2,357,955
786,729	69,464	856,193
1,510,312	6,869	1,517,181
927,109	352	927,461
479,603	6,517	486,120
1,356,997	52,062	1,409,059
2	38,862	38,864
1,356,995	13,200	1,370,195
400,000	113,125	513,125
400,000	113,125	513,125
1,640,210	694	1,640,904
137,899	694	138,593
1,419,100	68,100	1,487,200
1,419,100	68,100	1,487,200
21,256,329	311,380	21,567,709

歳 出

款	項
1 議 会 費	
	1 議 会 費
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
	3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
5 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
6 商 工 費	
	1 商 工 費
7 土 木 費	
	4 都 市 計 画 費
9 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	6 保 健 体 育 費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
187,203	992	188,195
187,203	992	188,195
2,379,384	△6,160	2,373,224
1,948,129	11,822	1,959,951
194,140	△17,982	176,158
6,989,336	48,934	7,038,270
3,072,284	3,589	3,075,873
3,383,465	44,335	3,427,800
533,437	1,010	534,447
1,567,512	63,533	1,631,045
907,763	63,533	971,296
665,115	7,508	672,623
642,358	7,508	649,866
1,869,282	66,920	1,936,202
1,869,282	66,920	1,936,202
2,512,663	14,442	2,527,105
1,413,149	14,442	1,427,591
2,159,949	115,211	2,275,160
581,316	16,927	598,243
231,624	18,732	250,356
125,301	61,113	186,414
522,824	18,439	541,263
21,256,329	311,380	21,567,709

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 消防費	1 消防費	消防団運営事業	19,998

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
さくら市例規集データベースシステム等管理業務	令和 5 年度から 令和 10 年度まで	19,360

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
氏家中学校体育館等空調設置事業費	61,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
穂積体育館改修事業費	7,100	同 上	同 上	同 上

令和5年度さくら市一般会計補正予算
(第6号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
13	分担金及び負担金	99,438
15	国庫支出金	3,154,542
16	県支出金	1,510,312
19	繰入金	1,356,997
20	繰越金	400,000
21	諸収入	1,640,210
22	市債	1,419,100
	歳入合計	21,256,329

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
362	99,800	
70,168	3,224,710	
6,869	1,517,181	
52,062	1,409,059	
113,125	513,125	
694	1,640,904	
68,100	1,487,200	
311,380	21,567,709	

歳出

款			補正前の額	補正額
1	議	会費	187,203	992
2	総	務費	2,379,384	△6,160
3	民	生費	6,989,336	48,934
4	衛	生費	1,567,512	63,533
5	農	林水産業費	665,115	7,508
6	商	工費	1,869,282	66,920
7	土	木費	2,512,663	14,442
9	教	育費	2,159,949	115,211
歳出合計			21,256,329	311,380

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
188,195				992	
2,373,224	△18,960			12,800	
7,038,270	7,815		694	40,425	
1,631,045	30,345			33,188	
672,623	3,986		362	3,160	
1,936,202	38,987			27,933	
2,527,105			13,200	1,242	
2,275,160	13,808	68,100		33,303	
21,567,709	75,981	68,100	14,256	153,043	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
13	分担金及び負担金	99,438	362	99,800
	1 負担金	99,438	362	99,800
	3 農林業水産費負担金	3,802	362	4,164

15	国庫支出金	3,154,542	70,168	3,224,710
	1 国庫負担金	2,357,251	704	2,357,955
	1 民生費国庫負担金	2,231,803	704	2,232,507
	2 国庫補助金	786,729	69,464	856,193
	1 総務費国庫補助金	186,262	65,975	252,237
	2 民生費国庫補助金	205,652	3,489	209,141

16	県支出金	1,510,312	6,869	1,517,181
	1 県負担金	927,109	352	927,461
	1 民生費県負担金	903,419	352	903,771
	2 県補助金	479,603	6,517	486,120
	2 民生費県補助金	317,923	1,021	318,944
	4 農林水産業費県補助金	133,288	3,431	136,719
	7 教育費県補助金	5,826	2,065	7,891

19	繰入金	1,356,997	52,062	1,409,059
	1 特別会計繰入金	2	38,862	38,864
	1 介護保険特別会計繰入金	1	38,862	38,863
	2 基金繰入金	1,356,995	13,200	1,370,195

13 分担金及び負担金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 農業用施設負担金	362	地元負担金	362
5 介護保険費負担金	704	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	704
1 総務費補助金	65,975	通知カード・個人番号カード関連事務国庫補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△18,960 84,935
2 児童福祉費補助金	940	子ども・子育て支援交付金国庫分（1/3、2/3） 地域子供の未来応援交付金（2/3、9/10）	191 749
3 生活保護費国庫補助金	2,549	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 生活困窮者就労準備事業費等国庫補助金（1/2）	504 2,045
6 介護保険費負担金	352	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	352
2 児童福祉費補助金	1,021	子ども・子育て支援交付金県費分（1/3、1/6） 私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費（10/10） 保育施設等物価高騰対策支援事業費補助金	191 130 700
1 農業費補助金	3,431	県単独かんがい排水事業費（35/100、50/100）	3,431
1 学校教育費補助金	2,065	学校安全総合支援事業補助金（災害安全） 公立学校送迎用バス安全装置装備支援事業費補助金（1/2）	1,449 616
1 介護保険特別会計繰入金	38,862	介護保険特別会計繰入金	38,862

款		項	目	補正前の額	補正額	計
		11	桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市（まち）づくり基金 繰入金	80,000	13,200	93,200
20			繰越金	400,000	113,125	513,125
	1		繰越金	400,000	113,125	513,125
		1	繰越金	400,000	113,125	513,125
21			諸収入	1,640,210	694	1,640,904
	4		雑入	137,899	694	138,593
		2	雑入	137,894	694	138,588
22			市債	1,419,100	68,100	1,487,200
	1		市債	1,419,100	68,100	1,487,200
		7	教育債	29,600	68,100	97,700

節		説明	
区分	金額		
1 桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市（まち）づくり基金繰入金	13,200	桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市（まち）づくり基金繰入金	13,200
1 繰越金	113,125	前年度繰越金	113,125
2 民生費雑入	694	後期高齢者広域連合受託金	694
31 氏家中学校体育館等空調設置事業債	61,000	氏家中学校体育館等空調設置事業費	61,000
32 穂積体育館改修事業債	7,100	穂積体育館改修事業費	7,100

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	187,203	992	188,195				992
	1 議会費	187,203	992	188,195				992
	1 議会費	187,203	992	188,195				992

2	総務費	2,379,384	△6,160	2,373,224	△18,960			12,800
	1 総務管理費	1,948,129	11,822	1,959,951				11,822
	5 財産管理費	128,954	8,700	137,654				8,700
	7 企画費	216,896	930	217,826				930
	10 地籍調査事業費	13,969	898	14,867				898
	12 防犯対策費	17,888	1,294	19,182				1,294
	3 戸籍住民基本台帳費	194,140	△17,982	176,158	△18,960			978
	1 戸籍住民基本台帳費	194,140	△17,982	176,158	△18,960			978

3	民生費	6,989,336	48,934	7,038,270	7,815		694	40,425
	1 社会福祉費	3,072,284	3,589	3,075,873			694	2,895
	1 社会福祉総	695,049	694	695,743			694	

1 議会費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅 費	992	○議員研修事業 議員特別旅費	992 992

10 需 用 費	8,700	○市役所庁舎維持管理事業 光熱水費 ○喜連川支所維持管理事業 光熱水費	7,000 7,000 1,700 1,700
1 報 酬	790	○総合政策課庶務事務 会計年度任用職員報酬	930 790
3 職 員 手 当 等	140	期末手当	140
1 報 酬	698	○地籍調査事業 会計年度任用職員報酬	898 698
3 職 員 手 当 等	140	期末手当	140
8 旅 費	60	会計年度任用職員費用弁償（通勤）	60
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,294	○防犯灯電気料補助事業 補助金 ○商店街街路灯電気料補助事業 補助金	751 751 543 543
1 報 酬	793	○喜連川市民生活室庶務事務 会計年度任用職員報酬	978 793
3 職 員 手 当 等	142	期末手当	142
8 旅 費	43	会計年度任用職員費用弁償（通勤）	43
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△18,960	○通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 交付金	△18,960 △18,960

1 報 酬	571	○高齢者保健介護一体的実施事業	694

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	務費							
	3 国民健康保険費	289,652	922	290,574				922
	6 介護保険費	591,053	1,973	593,026				1,973
2	児童福祉費	3,383,465	44,335	3,427,800	7,311			37,024
	1 児童福祉総務費	1,582,204	34,146	1,616,350	7,311			26,835
	3 保育園費	573,675	10,189	583,864				10,189
3	生活保護費	533,437	1,010	534,447	504			506
	1 生活保護総務費	30,899	1,010	31,909	504			506
4	衛生費	1,567,512	63,533	1,631,045	30,345			33,188

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	111	会計年度任用職員報酬 期末手当	571 111
8 旅費	12	会計年度任用職員費用弁償（通勤）	12
1 報酬	766	○国民健康保険庶務事務 会計年度任用職員報酬	922 766
3 職員手当等	144	期末手当	144
8 旅費	12	会計年度任用職員費用弁償（通勤）	12
27 繰出金	1,973	○介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	1,973 1,973
1 報酬	698	○こども政策課庶務事務 会計年度任用職員報酬	8,878 698
3 職員手当等	140	期末手当	140
8 旅費	26	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 業務委託料	26 8,014
12 委託料	10,189	○児童館等管理運営事業 業務委託料 補助金	1,825 575 1,250
14 工事請負費	16,000	○子ども子育て支援推進事業 補助金	5,843 5,843
18 負担金、補助及び交付金	7,093	○保育園補修整備事業 業務委託料 ○あおぞら保育園民営化推進事業 工事請負費	1,600 1,600 16,000 16,000
1 報酬	749	○あおぞら保育園管理運営事業 光熱水費	3,000 1,200
2 給料	1,233	賄材料費	1,800
3 職員手当等	457	○たいう保育園管理運営事業 会計年度任用職員報酬 職員給	5,499 749 1,233
8 旅費	60	通勤手当 期末手当	60 397
10 需用費	7,690	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 光熱水費 ○わくわく保育園管理運営事業 光熱水費	60 3,000 1,690 1,690
12 委託料	1,010	○生活保護事務 業務委託料	1,010 1,010

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	保健衛生費	907,763	63,533	971,296	30,345			33,188
	1 保健衛生総務費	238,203	28,300	266,503	28,300			
	2 予防費	530,982	27,946	558,928	2,045			25,901
	4 保健センター費	15,402	6,391	21,793				6,391
	5 環境衛生費	46,001	896	46,897				896

5	農林水産業費	665,115	7,508	672,623	3,986		362	3,160
	1 農業費	642,358	7,508	649,866	3,986		362	3,160
	5 農地費	204,092	7,508	211,600	3,986		362	3,160

6	商工費	1,869,282	66,920	1,936,202	38,987			27,933
	1 商工費	1,869,282	66,920	1,936,202	38,987			27,933
	1 商工総務費	80,909	13,920	94,829				13,920
	2 商工振興費	1,631,333	53,000	1,684,333	38,987			14,013

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	28,300	○医療機関物価高騰対策支援金交付事業 交付金	28,300 28,300
22 償還金、利子 及び割引料	27,946	○定期予防接種事業 償還金 ○新型コロナウイルスワクチン接種事業 償還金	5,100 5,100 22,846 22,846
10 需 用 費	1,891	○氏家保健センター管理事業 光熱水費	1,232 1,232
12 委 託 料	4,500	○喜連川保健センター管理事業 光熱水費 業務委託料	5,159 659 4,500
1 報 酬	696	○不法投棄対策事業 会計年度任用職員報酬	896 696
3 職員手当等	140	期末手当	140
8 旅 費	60	会計年度任用職員費用弁償（通勤）	60

14 工事請負費	803	○県単かんがい排水事業 工事請負費	5,753 803
18 負担金、補助 及び交付金	6,705	補助金 ○土地改良施設維持管理適正化補助事業 補助金 ○土地改良区等電力料金高騰対策支援事業 補助金	4,950 1,200 1,200 555 555

18 負担金、補助 及び交付金	13,920	○企業誘致推進事業 補助金	13,920 13,920
12 委 託 料	40,000	○地元応援キャッシュレスポイント還元事業 業務委託料	44,000 40,000
18 負担金、補助 及び交付金	13,000	交付金 ○運送事業者等原油価格高騰対策事業 交付金	4,000 9,000 9,000

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7	土木費	2,512,663	14,442	2,527,105			13,200	1,242
	4 都市計画費	1,413,149	14,442	1,427,591			13,200	1,242
	3 公園費	342,225	14,442	356,667			13,200	1,242

9	教育費	2,159,949	115,211	2,275,160	13,808	68,100		33,303
	1 教育総務費	581,316	16,927	598,243	13,192			3,735
	2 事務局費	453,368	15,475	468,843	11,743			3,732
	3 教育研究所費	7,473	1,452	8,925	1,449			3
	2 小学校費	231,624	18,732	250,356	616			18,116
	1 学校管理費	216,377	18,732	235,109	616			18,116
	3 中学校費	125,301	61,113	186,414		61,000		113
	1 学校管理費	114,932	61,113	176,045		61,000		113
	6 保健体育費	522,824	18,439	541,263		7,100		11,339
	2 体育施設費	176,044	17,311	193,355		7,100		10,211

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	1,154	○桜の郷づくり事業	14,442
		消耗品費	1,154
12 委託料	13,288	業務委託料	13,288

18 負担金、補助及び交付金	15,475	○学校教育課庶務事務 交付金	11,475 11,475
		○市立中学校国際交流事業 補助金	4,000 4,000
7 報償費	148	○教育研究所運営事業 報償金	1,452 148
8 旅費	22	普通旅費	22
10 需用費	1,282	消耗品費 食糧費	1,274 8
10 需用費	18,732	○小学校管理事業 光熱水費	18,732 18,732
10 需用費	10,113	○中学校管理事業 光熱水費	10,113 10,113
14 工事請負費	51,000	○中学校施設補修整備事業 工事請負費	51,000 51,000
10 需用費	9,388	○氏家体育館管理事業 業務委託料	759 759
12 委託料	759	○喜連川体育館管理事業 光熱水費	950 950
14 工事請負費	7,164	○菖蒲沢公園管理事業 光熱水費	1,949 1,949
		○総合公園管理事業 光熱水費	3,034 3,034
		○河戸体育館管理事業 光熱水費	181 181
		○穂積体育館管理事業 工事請負費	7,164 7,164
		○喜連川高校跡地管理及び整備事業	626

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3 学校給食費	239,472	1,128	240,600				1,128

節		説明
区分	金額	
		光熱水費 626 ○さくらスタジアム管理事業 1,210 光熱水費 1,210 ○SAKURAグリーンフィールド管理事業 1,438 光熱水費 1,438
10 需用費	1,128	○給食センター管理運営事業 1,128 光熱水費 1,128

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(292) 366	398,826	1,279,592	803,377	2,481,795	496,952	2,978,747	
補正前	(287) 365	393,065	1,278,359	801,690	2,473,114	496,952	2,970,066	
比 較	(5) 1	5,761	1,233	1,687	8,681	0	8,681	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	37,159	17,854	883	125,156	2,265
	補正前	26,952	36,826	17,854	883	125,156	2,265
	比 較	0	333	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	333,400	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	332,046	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	1,354	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 313	0	1,139,609	681,032	1,820,641	387,073	2,207,714	
補正前	(2) 313	0	1,139,609	681,032	1,820,641	387,073	2,207,714	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	18,048	17,854	883	117,030	2,265
	補正前	26,952	18,048	17,854	883	117,030	2,265
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(290) 53	398,826	139,983	122,345	661,154	109,879	771,033	
補正前	(285) 52	393,065	138,750	120,658	652,473	109,879	762,352	
比 較	(5) 1	5,761	1,233	1,687	8,681	0	8,681	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	19,111	0	0	8,126	0
	補正前	0	18,778	0	0	8,126	0
	比 較	0	333	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	95,108	0	0	0	0
	補正前	0	93,754	0	0	0	0
	比 較	0	1,354	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
5-さくら市例規集データベースシステム等管理業務	19,360			令和5年度 令和10年度	19,360				19,360

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	13,575,238	12,949,997	1,632,900	1,659,605	12,923,292
(1) 総務	6,117,263	5,755,553	200,000	593,909	5,361,644
(2) 民生	321,562	288,000	30,700	57,644	261,056
(3) 衛生	325,596	297,808	2,300	28,480	271,628
(4) 農林水産	539,004	495,330	52,600	65,709	482,221
(5) 商工	90,410	80,410	47,400	8,820	118,990
(6) 土木	2,575,521	2,482,272	741,200	430,636	2,792,836
(7) 消防	567,784	505,196	401,000	74,660	831,536
(8) 教育	3,038,098	3,045,428	157,700	399,747	2,803,381
2 災害復旧費	88,993	76,683	0	16,480	60,203
(1) 公共土木施設	40,768	38,566	0	5,373	33,193
(2) 農林水産業施設	48,225	38,117	0	11,107	27,010
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	13,664,231	13,026,680	1,632,900	1,676,085	12,983,495

議案第 6 号

令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 2,310 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	125	126
1	125	126
4,022,978	125	4,023,103

歲 出

款	項
2 保 險 給 付 費	4 出 產 育 兒 諸 費
7 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,880,998	0	2,880,998
12,006	0	12,006
24,162	125	24,287
24,162	125	24,287
4,022,978	125	4,023,103

令和5年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
4 国	庫 支 出 金	1
	歳 入 合 計	4,022,978

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
125	126	
125	4, 023, 103	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 保 険 給 付 費	2,880,998	0
7 基 金 積 立 金	24,162	125
歳 出 合 計	4,022,978	125

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,880,998	125			△125	
24,287				125	
4,023,103	125				

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
4		国庫支出金		1	125	126
	1	国庫補助金		1	125	126
		8 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金		0	125	125

4 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	125	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 125

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		保険給付費	2,880,998	0	2,880,998	125			△125
	4	出産育児諸費	12,006	0	12,006	125			△125
		1 出産育児一時金	12,000	0	12,000	125			△125

7		基金積立金	24,162	125	24,287				125
	1	基金積立金	24,162	125	24,287				125
		1 財政調整基金積立金	24,162	125	24,287				125

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)

24 積立金	125	○国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	125 125

議案第 7 号

令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,042 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 7,884 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰 入 金		
		1 一 般 会 計 繰 入 金
9 繰 越 金		
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
590,843	1,973	592,816
590,843	1,973	592,816
1	188,454	188,455
1	188,454	188,455
3,688,418	190,427	3,878,845

歳 出

款		項	
1 総	務	費	
			1 総
5 基	金	積	立
6 諸	支	出	金
歳		出	
		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
104,380	916	105,296
65,267	916	66,183
12,321	1,057	13,378
12,321	1,057	13,378
1,184	188,454	189,638
1,184	188,454	189,638
3,688,418	190,427	3,878,845

令和5年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
8 繰	入金	590,843
9 繰	越金	1
歳入合計		3,688,418

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
1,973	592,816	
188,454	188,455	
190,427	3,878,845	

歳出

款		補正前の額	補正額
1	総務費	104,380	916
5	基金積立金	12,321	1,057
6	諸支出金	1,184	188,454
歳出合計		3,688,418	190,427

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
105,296				916	
13,378				1,057	
189,638				188,454	
3,878,845				190,427	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	590,843	1,973	592,816
	1 一般会計繰入金	590,843	1,973	592,816
	4 その他一般会計繰入金	104,300	916	105,216
	6 低所得者保険料軽減事業繰入金（過年度分）	0	1,057	1,057

9	繰越金	1	188,454	188,455
	1 繰越金	1	188,454	188,455
	1 繰越金	1	188,454	188,455

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 事務費繰入金	916	事務費繰入金	916
1 低所得者保険料軽減事業繰入金（過年度分）	1,057	低所得者保険料軽減事業繰入金（過年度分）	1,057

1 繰越金	188,454	前年度繰越金	188,454

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	104,380	916	105,296				916
	1	総務管理費	65,267	916	66,183				916
		1 一般管理費	65,267	916	66,183				916

5		基金積立金	12,321	1,057	13,378				1,057
	1	基金積立金	12,321	1,057	13,378				1,057
		1 介護給付費 準備基金積 立金	12,321	1,057	13,378				1,057

6		諸支出金	1,184	188,454	189,638				188,454
	1	償還金及び 還付加算金	1,184	188,454	189,638				188,454
		2 介護給付費 返還金	7	188,454	188,461				188,454

1 総務費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	698	○介護保険事務 会計年度任用職員報酬 期末手当 会計年度任用職員費用弁償（通勤）	916	
3 職員手当等	140		698	
8 旅費	78		140	
			78	
24 積立金	1,057	○基金積立金 基金積立金	1,057 1,057	
22 償還金、利子及び割引料	149,592	○介護給付費等返還金 償還金 他会計繰出金	188,454 149,592	
27 繰出金	38,862		38,862	

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(11) 9	21,071	30,629	21,474	73,174	9,563	82,737	
補正前	(11) 9	20,373	30,629	21,256	72,258	9,563	81,821	
比 較	(0) 0	698	0	218	916	0	916	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	438	1,163	240	15	4,000	0
	補正前	438	1,085	240	15	4,000	0
	比 較	0	78	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	10,379	5,239	0	0	0
	補正前	0	10,239	5,239	0	0	0
	比 較	0	140	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 9	0	30,629	16,789	47,418	9,563	56,981	
補正前	(0) 9	0	30,629	16,789	47,418	9,563	56,981	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	438	474	240	15	4,000	0
	補正前	438	474	240	15	4,000	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	6,383	5,239	0	0	0
	補正前	0	6,383	5,239	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(11) 0	21,071	0	4,685	25,756	0	25,756	
補正前	(11) 0	20,373	0	4,467	24,840	0	24,840	
比 較	(0) 0	698	0	218	916	0	916	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	689	0	0	0	0
	補正前	0	611	0	0	0	0
	比 較	0	78	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	3,996	0	0	0	0
	補正前	0	3,856	0	0	0	0
	比 較	0	140	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第 8 号

令和 4 年度さくら市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度さくら市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 9 号

令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 10 号

令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 11 号

令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見
を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 12 号

令和 4 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度さくら市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 13 号

令和 4 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度さくら市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度さくら市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 14 号

令和 4 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度さくら市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度さくら市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 15 号

穂積辺地に係る総合整備計画の策定について

穂積辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

総合整備計画書

栃木県さくら市 穂積辺地

(辺地の人口 526 人 面積 10.07k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県さくら市穂積

(2) 地域の中心の位置

栃木県さくら市穂積 515 番地 8

(3) 辺地度点数

180 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

穂積地域は、さくら市の最東端に位置し、東は那珂川町に、北は大田原市に、南は那須烏山市に接し、通称「喜連川丘陵」と呼ばれる丘陵の間に集落が点在する農村地帯である。

地域内を一級河川である岩川が貫流している。

基幹作物である水稻栽培をはじめとして、にら、りんご等の園芸作物の栽培、更には肉用牛・豚の繁殖、肥育等による畜産も盛んな地域である。

市道 K2026 号及び K2027 号は地域内の生活道路として活用されているが、市道 K2026 号は舗装の経年による劣化が進行し、緊急車両の走行に支障をきたしており、若年層世帯の定住の妨げになっていることから、早急に修繕する必要がある。また、市道 K2027 号は既存側溝の劣化により、雨水排水に支障が生じていることから、早急に修繕する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和7年度 3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市道 K2026 号	さくら市		28,000	0	28,000	28,000
市道 K2027 号	さくら市		2,552	0	2,552	2,500

議案第 16 号

下河戸北辺地、下河戸南辺地及び南和田辺地に係る総合整備計画
の変更について

下河戸北辺地、下河戸南辺地及び南和田辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

総合整備計画書

栃木県さくら市 下河戸北辺地

(辺地の人口 303 人 面積 4.57k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県さくら市下河戸北

(2) 地域を中心の位置

栃木県さくら市下河戸 890 番地 1

(3) 辺地度点数

172 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

下河戸北地域は、さくら市の北部に位置し、東は大田原市に、西は矢板市に接し、通称「喜連川丘陵」と呼ばれる丘陵の間に集落が点在する農村地帯である。

地域内を一級河川である江川が貫流し、その沿岸には肥沃な水田地帯が形成されており、基幹作物である水稻栽培をはじめとして、にら、なす等の園芸作物の栽培、更には肉用牛の繁殖、肥育等による畜産も盛んな地域である。

しかし、近年では、農業従事者の高齢化・後継者不足という課題が深刻化しており、それに対する打開策として、農業の機械化・集約化が促進されていることから、大型の農耕車が長距離を移動する必要性が高まっているが、既存の農道は幅員が狭く、大型農耕車の通行に支障をきたしているため、早急に農道の改良が必要である。

また、地域を中心から最も近接の消防署までの距離は約 8.2km と遠方であることから、地域内で火災が発生した場合の迅速な消火活動には、地域内消防団の機能が非常に重要であるが、詰所は整備から 35 年、消防ポンプ自動車は、整備から 17 年経過し、劣化が著しく、このままでは消火活動等に支障をきたすため、新たに整備する必要がある。

その他、地域内で県道の整備は完了しているが、基幹となる県道に接続し複数の集落間をつなぐ生活道路となっている市道は、幅員が狭小なものがあり、特に市道 K2003 号については、緊急車両及び大型農耕車の走行の支障をきたしており、農業従事者の候補となり得る若年層世帯の定住の妨げになっていることが指摘されていることから、早急に改良を行う必要がある。

さらに、地域内の生活道路として活用されている市道 K2002 号は、舗装の経年による劣化が進行し、車両の走行に支障をきたしていることから、早急に修繕する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和8年度まで 7年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
さくら市消防団 第7分団第2部 詰所	さくら市		31,034	0	31,034	31,000
さくら市消防団 第7分団第2部 消防ポンプ自動 車	さくら市		16,000	0	16,000	16,000
下河戸新溜農道	さくら市		20,340	6,102	14,238	14,000
市道 K2003 号	さくら市		54,000	27,000	27,000	27,000
市道 K2002 号	さくら市		9,000	0	9,000	9,000

総合整備計画書

栃木県さくら市 下河戸南辺地

(辺地の人口 261 人 面積 4.68k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県さくら市下河戸南

(2) 地域の中心の位置

栃木県さくら市下河戸 117 番地 1

(3) 辺地度点数

132 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

下河戸南地域は、さくら市の北部に位置し、東は大田原市に、西は矢板市に接し、通称「喜連川丘陵」と呼ばれる丘陵の間に集落が点在する農村地帯である。

地域内を一級河川である江川が貫流し、その沿岸には肥沃な水田地帯が形成されており、基幹作物である水稲栽培をはじめとして、にら、なす等の園芸作物の栽培、更には肉用牛の繁殖、肥育等による畜産も盛んな地域である。

しかし、地域内で県道の整備は完了しているが、基幹となる県道に接続し複数の集落間をつなぐ生活道路となっている市道は、幅員が狭小なものがあり、特に市道 K2021 号については、緊急車両及び大型農耕車の走行の支障をきたしており、農業従事者の候補となり得る若年層世帯の定住の妨げになっていることが指摘されていることから、早急に改良を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 8 年度まで 7 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市道 K2021 号	さくら市		179,467	88,733	90,734	90,700

総合整備計画書

栃木県さくら市 南和田辺地

(辺地の人口 222 人 面積 2.6k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県さくら市南和田

(2) 地域の中心の位置

栃木県さくら市南和田 519 番地 2

(3) 辺地度点数

109 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

南和田地域は、さくら市の北部に位置し、通称「喜連川丘陵」と呼ばれる丘陵の間に集落が点在する農村地帯である。

地域内を一級河川である江川が貫流し、その沿岸には肥沃な水田地帯が形成されており、基幹作物である水稻栽培をはじめとして、にら、なす等の園芸作物の栽培、更には肉用牛の繁殖、肥育等による畜産も盛んな地域である。

しかし、近年では、農業従事者の高齢化・後継者不足という課題が深刻化しており、それに対する打開策として、農業の機械化・集約化が促進されていることから、大型の農耕車が長距離を移動する必要性が高まっているが、既存の農道は幅員が狭く、大型農耕車の通行に支障をきたしているため、早急に農道の改良が必要である。

その他、地域内で県道の整備は完了しているが、基幹となる県道に接続し複数の集落間をつなぐ生活道路となっている市道は、幅員が狭小なものがあり、特に市道 K3051 号及び市道を接続する江川を跨ぐ中橋、下橋については、緊急車両及び大型農耕車の走行の支障をきたしており、農業従事者の候補となり得る若年層世帯の定住の妨げになっていることが指摘されていることから、早急に改良を行う必要がある。

また、市道 K2017 号は地域内の生活道路として活用されているが、側溝が整備されていないことから雨水排水に支障が生じており、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和10年度 8年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市道 K3051 号・ K3052 号	さくら市		130,000	60,000	70,000	70,000
南和田農道 19- 1-1 号・19-1-2 号	さくら市		13,500	6,750	6,750	6,750
南和田農道 17-2 号	さくら市		16,000	8,000	8,000	8,000
南和田農道 18- 1-1 号	さくら市		21,000	10,500	10,500	10,500
南和田農道 18- 1-2 号・18-1-3 号	さくら市		16,000	8,000	8,000	8,000
中橋・下橋	栃木県		160,000	0	160,000	160,000
市道 K2017 号	さくら市		50,000	0	50,000	50,000

報告第 1 号

一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の
提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定によ
り、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書を別冊のと
おり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 2 号

株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 3 号

令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(13.14 %)
・連結実質赤字比率	—	(18.14 %)
・実質公債費比率	7.8%	(25.0 %)
・将来負担比率	—	(350.0 %)

2 資金不足比率

・水道事業会計	—	(20.0 %)
・下水道事業会計	—	(20.0 %)

注 1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注 2 () 内は当市の令和 4 年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

令和 5 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志